

鳶尾第一住宅管理組合  
管理規約・協定・細則の棊

# 集会所等使用細則

## 集会所等使用細則-目次

第1章 総則-----	61
第1条（総則）-----	61
第2条（定義及び用語）-----	61
第2章 集会所及び多目的室-----	61
第3条（集会所及び多目的室）----	61
第4条（使用の原則）-----	61
第5条（使用の特例）-----	61
第6条（使用時間）-----	62
第7条（使用の申込み）-----	62
第8条（使用申込みの受付及び承認）-	62
-----	
第9条（使用料）-----	62
第10条（使用料の処置）-----	63
第11条（原状回復義務）-----	63
第3章 備蓄倉庫-----	63
第12条（備蓄倉庫）-----	63
第13条（備蓄倉庫の目的）-----	63
第14条（備蓄物品の管理）-----	63
第15条（使用料）-----	63
第4章 雑則-----	63
第16条（提出書類の保存期間）--	63
第17条（細則運用規程）-----	64
第18条（細則外の事項）-----	64
第19条（改廃）-----	64
附則-----	64

## 集会所等使用細則

制定 昭和52年3月(1977-3)管理組合設立総会  
改正 昭和61年4月(1986-4)第10回通常総会  
平成 2年4月(1990-4)第14回通常総会  
平成10年4月(1998-4)第22回通常総会  
平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この細則は、集会所、多目的室及び備蓄倉庫（以下「集会所等」という。）の管理運営業務を行うため、鳶尾第一住宅管理組合管理規約（以下「規約」という。）第42条第2項第二号二の定めに従い必要な事項を定める。

#### (定義及び用語)

第2条 この細則において、規約に定めた定義及び用語を使用する。

### 第2章 集会所及び多目的室

#### (集会所及び多目的室)

第3条 集会所及び多目的室は、以下の施設及び設備により構成する。

- 2 集会所は、会議室、談話室及びその他の設備によるものとする。
- 3 多目的室は、ポンプ室に属する集会施設とする。

#### (使用の原則)

第4条 理事長は、管理組合が業務上使用する場合を除き、次の各号の一に掲げる場合には、集会所及び多目的室を組合員及び団地居住者に使用させる事ができる。

- 一 居住組合員又は団地居住者の団体が会議又は行事のため使用するとき。
- 二 組合員又は団地居住者が冠婚葬祭に使用するとき。
- 三 居住組合員又は団地居住者が親睦を目的として、囲碁、将棋、懇談会等を行い、或いは音楽、料理等の各種教室等に使用するとき。但し、料理教室は、談話室に限るものとする。
- 四 その他前各号に準ずる事項で、理事会が承認したとき。
- 五 前各号に係る使用において飲食を伴う場合は、施設の衛生状態を最良の状態に維持するため、飲食は最小限にとどめると共に使用後は第7条第1項に定めた使用責任者が清掃及び整理整頓を行わなければならない。

#### (使用の特例)

第5条 理事長は、第4条の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合には、管理組合及び居住組合員の使用に支障のない範囲内において、集会所及び多目的室を使用させる事ができる。

- 一 公職選挙法に基づく演説会、又は投票所として使用するとき
- 二 市役所、公立病院、保健所、その他公的機関が組合員及び団地居住者の便宜の

ために使用するとき

- 三 郵便局、銀行及び生命保険会社が組合員及び団地居住者を対象とした各種料金徴収業務の代行を目的として使用するとき
- 四 電力会社、ガス会社、及び日本放送協会等が組合員及び団地居住者に対するサービスを目的として使用するとき
- 五 その他前各号に準ずる事項で理事会が承認したとき

#### （使用時間）

第6条 集会所及び多目的室の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

#### （使用の申込み）

第7条 集会所及び多目的室の使用を申し込む者は、使用する者の代表者（以下「使用責任者」という。）を定め、使用責任者が集会所等使用願い（集会所等使用様式 1）を理事長へ提出するものとする。

- 2 前項に定める使用の申込みは、原則として使用する日の1か月前から受け付けるものとする。

#### （使用申込みの受付及び承認）

第8条 理事長は、第7条第1項に掲げる集会所等使用願いが提出されたときはこれを受け付けるものとする。

- 2 理事長は、前項に基づき提出を受けた集会所等使用願いがこの細則の定めに従っていると認めるときは、集会所等使用承認証（集会所等使用様式 2）を使用責任者に交付するものとする。但し、使用が第4条第四号或いは第5条第五号適用されるときは、理事会の承認を得なければならない。
- 3 同一内容の使用の申込みが2以上あったときは、先に申込みを行った者を優先させるものとする。
- 4 理事長は、集会所等使用承認証を交付した後において集会所或いは多目的室を使用させる事が適当でないと認められたときは、理事会の議決を経てその承認を取消し又は延期させ、若しくは中止させる事ができる。

#### （使用料）

第9条 理事長は、第8条第2項の定めにより集会所或いは多目的室の使用を承認したとき、集会所等使用承認証の交付と同時に別に定める集会所等使用料を使用責任者から徴収するものとする。但し、生活協定第10条（防災業務の連携）・第11条（住環境をめぐる福祉に関する業務の連携）・第12条（コミュニティ形成に関する業務の提携）に定める団体、及びその関連団体並びに団地内居住者が組織する義務教育年齢以下の子供を主体とする団体が使用する場合は、自治会との覚書により使用料を取り決めるものとする。

- 2 前項の定めにより徴収した使用料は、理事会の定めるもののほかは返還しないものとする。
- 3 第4条を使用目的とした場合の使用料は、1時間当たり200円とし、第4条以外の使用目的の場合には、1時間当たり800円とする。

- 4 理事長は、前項に定める使用料を支払った者へ領収証を発行の上、当該領収証の控えを保存しなければならない。この場合における当該領収証の控えの保存期間は、別に定める。

**（使用料の処置）**

第10条 徴収した使用料は、会計細則別表第1の定めに従い修繕費積立金会計の雑収入へ繰り入れる。

**（原状回復義務）**

第11条 理事長は、集会所或いは多目的室の利用者が故意又は過失により集会所或いは多目的室の施設及び設備を損傷し、又は備品に損害を与え、若しくは損失したときは、当該使用責任者の負担においてすみやかに回復させるものとする。

## 第3章 備蓄倉庫

**（備蓄倉庫）**

第12条 備蓄倉庫は、ポンプ室内に属し、以下の施設及び設備により構成する。

- 2 備蓄倉庫は、備蓄倉庫、用具庫、職員用控室等及びその他の設備で構成する。

**（備蓄倉庫の目的）**

第13条 備蓄倉庫は、物品倉庫及び施設等管理業務職員の厚生施設を設置することを目的とする。

- 2 備蓄倉庫は物品の倉庫として、以下の物品を保管或いは保存する。

- 一 管理組合が保存すべき書面等
- 二 管理組合業務とする営繕或いは施設等の管理に必要な物品
- 三 生活協定第10条に伴う防災備蓄物品等
- 四 生活協定第12条に伴う自治会の備品類
- 五 その他理事会が定めた物品

**（備蓄物品の管理）**

第14条 備蓄物品の管理者は、以下の各号とする。

- 一 管理組合が管理する物品は、理事会が管理する
- 二 自主防災隊が管理する物品は、同隊が管理する
- 三 自治会が管理する物品は、同会が管理する
- 四 その他理事会が定めた者

**（使用料）**

第15条 備蓄倉庫の使用料は、定めないものとする。

## 第4章 雑則

**（提出書類の保存期間）**

第16条 提出書類の保存期間は、自主管理運営並びに事務局の組織及び運営に関する細則に定める。

**（細則運用規程）**

第17条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

**（細則外の事項）**

第18条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

**（改廃）**

第19条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

## 附則

**附則（昭和52年3月(1977-3)管理組合設立総会、制定）**

**（施行期日）**

第1条 この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附則（昭和61年4月(1986-4)第10回通常総会、改正）**

**（施行期日）**

第1条 この細則は、昭和61年4月13日から施行する。

**附則（平成2年4月(1990-4)第14回通常総会、改正）**

**（施行期日）**

第1条 この細則は、平成2年5月1日から施行する。

**附則（平成10年4月(1998-4)第22回通常総会、改正）**

**（施行期日）**

第1条 この細則は、平成10年4月20日から施行する。

**附則（平成26年4月(2014-4)第38回通常総会、改正）**

**（細則名称等の変更）**

第1条 昭和52年3月(1977-3)管理組合設立総会において制定した「集会所使用細則」を平成26年4月(2014-4)第38回通常総会において名称を「集会所等使用細則」と改正した。

**（集会所使用細則の効力）**

第2条 集会所使用細則によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及ぶものとする。

**（施行期日）**

第3条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。